

工場・観光施設等の新增設、空き工場等の活用を補助

市内工業及び観光業の中小企業振興のため、茅野市中小企業振興条例に基づき、工場・観光施設等の設置及び償却資産の取得に対し補助金を交付します。

1 工場・観光施設設置事業（土地取得、建物設置、償却資産取得への補助）

※取得した課税標準額確定後の固定資産に対する補助

（1）工場設置事業（対象要件）

- ・**新設**とは、市内に工場を有しない者等が、新たに工場を設置し、その**投下固定資産総額が 2,000 万円以上**であること。
 - ・**増設**とは、市内に既に工場を所有する者が、当該工場の土地、建物及び償却資産を増加することにより、現有分に対し、**増設分の固定資産評価額の増加率が 20%以上**であること。
 - ・**市外業者による空き工場等を活用した工場設置**とは、**投下固定資産総額が 2,000 万円以上**であること。
 - ・**市内業者による空き工場等を活用した工場設置**とは、現有固定資産評価額に対し、当該工場設置による**固定資産評価額の増加率が 20%以上**であること。
- ※空き工場等とは、現に 3 か月以上使用されていない工場、店舗、事務所、倉庫等に使われていた建物。
※空き工場等を活用した工場設置とは、当該空き工場の売主又は貸主（法人にあってはその代表者）が買主又は貸主と同一とみなされる場合その他の規則で定める場合は除く。

（2）観光施設設置事業（対象要件）

- ・旅館業法に規定する旅館業の許可を受け、10 年以上市内において旅館業を営む者が設置する宿泊施設であって、**投下固定資産総額が 2,000 万円以上の新築**、又は現有分に対し、**増改築分の固定資産評価額の増加率が 20%以上**であること。
- ※ただし、当該観光施設を住居と併用する場合は、住居部分に係る額（観光施設と住居部分（区分が明確でない部分を含む）の面積で按分した額）を投下固定資産総額及び固定資産評価額から除く。

（3）対象経費・補助率等

事業名	対象施設	対象経費	補助率・補助期間及び補助限度額			
			区分	補助率	期間	限度額
工場設置事業	特定地域内に設置する工場又は設置されている工場 (1)土地 (2)建物 (3)償却資産	左欄に掲げる対象工場の新設、増設、市外又は市内業者による空き工場等を活用した工場設置に要する経費※ ※経費とは、当該固定資産の毎年度の課税標準額をいう。	土地・新設 ・市外業者による空き工場等を活用した工場設置	100分の1.4	3箇年	1箇年 500万円
				100分の1.4	2箇年	1箇年 500万円
			建物・新設 ・市外業者による空き工場等を活用した工場設置	100分の1.4	3箇年	1箇年 800万円
				100分の1.4	2箇年	1箇年 500万円
			償却資産・新設 ・市外業者による空き工場等を活用した工場設置	100分の1.4	3箇年	1箇年 300万円
				100分の1.4	2箇年	1箇年 200万円
観光施設設置事業	旅館業法第3条に規定する旅館業の許可を受けた者で、10年以上市内において観光施設を営んでいる者が設置する観光施設 (1)土地 (2)建物 (3)償却資産	左欄に掲げる観光施設の新築又は増改築に要する経費※ ※経費とは、当該固定資産の毎年度の課税標準額をいう。	土地・新築 ・増改築	100分の1.4	3箇年	1箇年 500万円
			建物・新築 ・増改築	100分の1.4	3箇年	1箇年 800万円
			償却資産・新築 ・増改築	100分の1.4	3箇年	1箇年 300万円

※固定資産を取得した日以降初めての固定資産の評価額が確定する年度を初年度として算定する。

※補助金の額に 100 円未満の額があるときは切り捨てるものとする。

【裏面に続く】

<補助申請期間>

土地・建物	建物の所有権移転等の登記終了後又は賃貸借契約締結後、3年度以内に補助期間の1年目の交付申請をし、その後補助期間中、毎年度交付申請を行うこと。（ただし、固定資産の評価額確定後であること。 <u>空き工場等を活用した工場設置の場合は、工場の操業を開始して1年を経過していること。</u> ）
償却資産	①土地及び建物の取得を伴う場合、上記「土地・建物」と同じ。 ② <u>土地及び建物の取得を伴わず、償却資産のみ増加した場合は、評価額確定後1年度以内（取得翌年）に1年目の申請。</u> 例：R4.1.1～R4.12.31に取得→R5.1.1基準日による課税申告→R5.4納税通知→R5年度（5月末まで）に補助申請が必要

<土地に対する補助は、次に掲げる場合に限ります>

- (1) 市内に既に立地している工場が公共事業又は用途地域の指定若しくは環境保全上移転を余儀なくされる工場であって、企業主が自ら進んで工場用敷地に移転し、又は市が工場用敷地への誘導を図った場合
- (2) 市内に工場を設置していない中小企業者等が、市の誘致により新たに工場を設置した場合
- (3) 現に事業を営んでいない者が、市内において中小企業者等として新たに起業し、工場を設置した場合
- (4) 市内に既に工場を設置している者が、工場用敷地を取得し、当該敷地に工場を増設した場合
- (5) 観光施設を設置しようとする者が、敷地を取得し、当該敷地に観光施設を新築し、又は増改築した場合

2 指定施設設置事業（従業員福利厚生施設・公害防止施設等の設置に対する補助）

※特定の目的の施設を新たに設置しようとする事業（計画）に対する補助

対象経費・補助率等

事業種類	対 象 経 費	補助率 補助限度額
1 公害防止施設	公害防止を目的とする施設で投下固定資産総額が 300 万円以上であるものであって、当該施設の設置に要する経費。ただし、用地確保に要する経費は除く。	100 分の 10 800 万円
2 廃棄物処理施設	廃棄物の処理を目的とする施設で投下固定資産総額が 100 万円以上であるもの（廃棄物を焼却処理する施設は除く）であって、当該施設の設置に要する経費。ただし、用地確保に要する経費は除く。	100 分の 5 20 万円
3 従業員福利厚生施設	従業員の福利厚生を目的とする以下の施設で投下固定資産総額が 500 万円以上であるものであって、当該施設の設置に要する経費。 【対象となる施設：宿舎、体育館、更衣室、休憩室、食堂、浴場、図書館、講堂、娯楽室、運動場、保養施設、 <u>その他市長が認める施設</u> 】	100 分の 10 300 万円

※補助金の額に1,000円未満の額があるときは、切り捨てるものとする。

※対象経費は、補助金の交付を受けようとする年度に支出したものに限る。

3 申請期間

令和5年(2023年)4月1日から **5月31日まで**

※工場・観光施設設置事業で、償却資産を増加取得した場合、<補助申請期間>のとおり、土地・建物の取得を伴うか否かで申請年度の期間が異なりますので、特にご注意ください。

※指定施設設置事業は、令和5(2023)年度に新たに設置しようとする事業が対象になり、既に設置完了したものは対象になりませんので、ご注意ください。

4 その他

補助金交付は、茅野市中小企業振興審議会（令和5(2023)年度中開催）に諮り、決定いたします。

詳細につきましては、茅野市ホームページ（トップページ→行政の窓口→市政情報→補助金制度→補助金）をご参照ください。

補助対象や交付申請等に関するご相談・お問い合わせ等は、以下の担当までご連絡ください。

【担当】産業経済部 商工課 工業・産業振興係

Tel:72-2101(内線433) Fax:72-4255 Email:shoko@city.chino.lg.jp

